平成２２年（フ）第３７６１号
横浜市南区井土ケ谷上町27番４号
破産者　花村光男こと　申　　光男
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７６２号
横浜市南区井土ケ谷上町27番４号
破産者　三浦　京子
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３９号
横浜市港北区高田西４丁目27番35号
破産者　中村　純一
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９２０号
神奈川県中郡二宮町山西448番地の１　エクレール二宮512
破産者　川口　浩史
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２８０号
富山市萩原554番地３、開始決定時の住所富山市太田80番地93
破産者　河除紀久雄
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６６８号
京都市伏見区醍醐御霊ケ下町11番地４　ヴァンベール武蔵103号
破産者　笠谷喜美代
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３６号
兵庫県尼崎市武庫之荘５丁目36番38―203号、前住所大阪市淀川区東三国１丁目15番14号シティライフ新大阪Ⅱ102号
破産者　辻　　祥介
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１７６号
兵庫県明石市大久保町高丘５丁目３番地の１公団住宅41棟304号
破産者　保手濱浩一
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１７７号
兵庫県明石市大久保町高丘５丁目３番地の１公団住宅41棟304号
破産者　保手濱元美
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２２８号
兵庫県明石市藤江1417番地の１　グリーンシティ302号、旧住所兵庫県明石市藤が丘２丁目11番11号
破産者　本郷　文生
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３４４号
神戸市西区王塚台６丁目104番地　シャトー桑原108号
破産者　榎　　孝子
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３４５号
奈良県橿原市新賀町181番地　ロイヤルハイツ仲川107号、破産手続開始決定時の住所神戸市西区竜が岡２丁目21番地の13
破産者　笠山　幸洋
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３５５号
兵庫県明石市大蔵谷字清水546番地　マンション朝霧１―502号
破産者　久保田栄志郎
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１号
熊本県玉名郡玉東町大字稲佐36番地１
破産者　北里　公博
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第５８号
熊本県菊池市隈府773番地　土井アパート204号
破産者　荒川　八重
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第３０７号
大分県別府市石垣東９丁目４番52―801号
破産者　堀川くるみ（旧姓山本）
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６１１号
大分県別府市大字鶴見4026番地の42
破産者　西尾　元伸
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１２２号
群馬県前橋市関根町３丁目11番地15　マイホームⅠ102号、破産手続開始決定時の住所群馬県前橋市六供町1156番地３
破産者　曽川　丈夫
１　決定年月日　平成23年４月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所